

令和5年度香川労災病院 医師修学資金貸与制度募集要項

◇制度の目的◇

「香川労災病院医師修学資金貸与制度」は、将来、香川労災病院の医師として勤務しようとする医学部の学生に対し、修学資金を貸与することにより、香川労災病院の医師の確保を図ることを目的としています。

1 応募資格

令和5年5月現在、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する5年生・6年生で、かつ、将来香川労災病院に医師として勤務する意思のある方

2 貸与額及び貸与期間

大学5年生：月額120,000円

大学6年生：月額150,000円

令和5年9月から大学を卒業する月までの間、毎月1か月分ずつ（令和5年4月分～8月分については、9月に一括して）貸与します。ただし、正規の修業期間に限ります。

3 募集人員

大学6年生 2名

大学5年生 2名

4 募集期間

令和5年6月1日（木）から令和5年7月31日（月）まで

提出書類は、直接持参（午前8時15分から午後5時まで受付を行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。）又は郵送（簡易書留又は特定記録）での受付となります。

※郵送の場合は、令和5年7月31日（月）の消印のあるものまで受付します。

5 応募手続き

(1) 募集要項の請求

この募集要項は、香川労災病院総務課において配付しています。郵送を希望する方は、「修学資金募集要項希望」と記入した封筒に、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型外：24×33.2cm）を同封の上、送付してください。

なお、香川労災病院ホームページ（<https://www.kagawah.johas.go.jp/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 提出書類

修学資金の貸与を希望する場合は、次の必要書類全てを募集期間内に提出してください。

①香川労災病院医師修学資金貸与申請書（第1号様式）

②大学の学業成績証明書

③大学医学部の在学証明書

④健康診断書（第2号様式）

※同様の内容が示されている健康診断書の写し（申請の前2月以内に作成したもの）を提出いただいても構いません。

⑤戸籍抄本

⑥履歴書

⑦レポート

（テーマ「香川労災病院の医師を志す理由について」）

・様式は任意ですが、A4サイズ横書きで、800字程度でまとめて下さい。

・余白に大学名、学年、氏名を記入してください。

⑧保証人（2人）の所得証明書（令和4年分）

⑨保証人（2人）の市民税の納税証明書（令和4年度分）

※保証人については以下のとおり

(3) 保証人

2人

※保証人のうち1人は修学資金の貸与を受ける方の成年者の親族とし、残る1人は成年者で独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する方とします。

6 面接日等

次のとおり面接を実施する予定です。具体的な時間等は追って本人に通知します。

- (1) 面接日 令和5年8月4日（金）
- (2) 面接場所 香川県丸亀市城東町3-3-1 香川労災病院内
(申請者ごとの個別面接)

7 被貸与者の決定

被貸与者については、提出書類を審査した上、面接を行い選考により決定し、その結果については、面接終了後14日以内に本人に通知します。

8 契約の解除及び貸与の休止

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約の解除をします。

○退学したとき。

○心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

○学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

○修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

○死亡したとき。

○その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 貸与の休止

休学し、または停学の処分を受けたときは、復学までの間貸与は休止します。

9 返還債務の免除

(1) 全額免除

大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部を免除します。

- ・香川労災病院に初期臨床研修医として勤務した上で、香川労災病院での医師としての通算の在職期間（初期臨床研修期間を含む。）が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に達したとき。

- ・業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(2) 一部免除

大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ次のいずれかに該当する場合は、返還債務の一部を免除します。

- ・香川労災病院の医師としての通算の在職期間（初期臨床研修期間を含む。）は1年以上あるが、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。【返還債務×（香川労災病院在職年数/貸与年数）の額を免除】

- ・死亡または心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還できなくなったとき。【返還債務の全部又は一部を免除】

※1 ただし、次の期間については在職期間から除きます。（病気などによる休職、停職、育児休業の期間。）

※2 貸与期間が1年に満たない場合は、香川労災病院の医師としての在職期間は1年とみなします。

※3 返還免除となった貸与金は、所得税が課税される場合があります。

10 返還

次に掲げる事由が生じた場合、原則として、事由が生じた月の翌月末日までに、返還すべき修学資金に年利10%の利子を付して、一括返還していただることとなります。

- (1) 退学等により、契約が解除されたとき。
- (2) 医師となった後、直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。
- (3) 臨床研修等に従事した後、直ちに病院等の医師とならないか、後期研修又は大学等での医学の研究等に従事しなかったとき。
- (4) 医師となった後、臨床研修等の期間も含めて12年以内に、修学資金の貸与を受けた期間と同じ期間香川労災病院に勤務しなかったとき。
- (5) 大学を卒業した後死亡したとき。
- (6) 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

11 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、実態に応じ、返還債務の履行を猶予します。

※その他の詳細については、「香川労災病院医師修学資金貸与規程」によります